



**ショッピングカートのSG基準**  
**SG Standard for Shopping Carts**

(公 開 用)

**一般財団法人 製品安全協会**

# ショッピングカートのSG基準

SG Standard for Shopping Carts

## 1. 基準の目的

この基準は、ショッピングカートの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害の防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で買物等に使用するショッピングカート（以下「ショッピングカート」という。）

について適用する。なお、ここでいうショッピングカートとは、ハンドル、フレーム、バッグ（袋又はかご）、車輪等で構成されているものをいう。ふた、荷台等に座れるような構造のものは除く。

## 3. 種類と用語

この基準で取り扱うショッピングカートの形式として、「使用方法」に応じて分類する。

- (1) 引張り式：車輪によって身体の後方で引っ張って使用する構造のもの
- (2) 前押し式：車輪によって身体の前方に押して使用する構造のもの
- (3) 横押し式：車輪・キャストによって身体の側方で押して使用できる構造のもの

「車輪」と「キャスト」について

この基準で言うキャストとは、「自在キャスト」のことを言い、360度自在に進行方向を変えることができるもの  
「車輪」とは、固定された車軸等により進行方向が固定（或いは制限）されているものをいう。

## 4 安全性品質

ショッピングカートの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観、構造	<p>1 ショッピングカートの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立ては容易で、かつ、適切な方法によって組み立てた後、各部には、ゆるみ、がた、変形等がないこと。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト・ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) 使用時に人体が触れる部分には、身体に傷害を与えるような先鋭部、ばり等がないこと。</p>	1

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) ハンドル高さ調節機構を有するもの にあつては、高さ調節が容易で、使用中容易に緩まないこと。</p> <p>(5) 折り畳み式のものにあつては、操作は容易で、かつ確実に行え、使用中に折り畳まれないこと。</p> <p>(6) 前押し式及び横押し式のものにあつては、駐車用のストッパを有すること。なお、ストッパの操作は容易で、かつ確実に車輪を固定できること。</p> <p>(7) 直進させたとき、走行上支障がなく、各車輪に著しい振れ、偏り等がないこと。</p> <p>(8) ハンドルの高さ調整ができるものにあつては、ハンドルを最低高さに調整したとき、傷害を与えるような危険なすき間がないよう以下の要件のうち1つ以上を満たすこと。</p> <p>a) 持ち手(握り)と本体の最小寸法(隙間)は○以上であること。</p> <p>b) 持ち手(握り)又は近傍の本体側の材質は柔軟性を有するものであること。</p> <p>c) 持ち手(握り)又は近傍の本体側の材質は滑らかな面で構成されていること</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 寸法	<p>2. ショッピングカートの寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ハンドルの最大地上高さは、下表のとおりとする。</p> <p>形式分類ハンドル最大地上高さ</p> <p>引張り式      ○以上</p> <p>前押し式      ○以上</p> <p>横押し式      ○以上</p> <p>(2) 前押し式にあつては、車輪の直径は○以上であること。</p> <p>(3) 引張り式及び前押し式にあつては、左右の車輪距離は○以上であること。</p> <p>(4) 前押し式のものにあつては、前後車軸間の距離が○以上であること。</p>	2.

項目	基準	基準確認方法
3. 安定性	<p>3. ショッピングカートの安定性は次のとおりとする。</p> <p>(1) 傾斜安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p> <p>(2) 横押し式のものにあつては、ハンドル部荷重安定性試験を行ったとき、転倒しないこと。</p>	3.

項目	基準	基準確認方法
4. 強度	<p>4. ショッピングカートの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 車輪の取付強度試験を行ったとき、車輪、車軸等に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。ただし、単体のキャスタ構造のものは除く。</p> <p>(2) 引っ張り式及び横押し式のものにあつては、ハンドル及び取っ手の上方引っ張り試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び仕様上支障のある変形がないこと。</p>	

	<p>(3) 前押し式及び横押し式のものにあつては、ハンドル部の鉛直強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	
--	---	--

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(4) ハンドルのねじれ強度試験を行ったとき、最大残留変位量は○以下であること。また、力を除去した後、破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(5) バッグの取付強度試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
5. 落下衝撃	<p>5.</p> <p>(1) 引張り式、横押し式で全ての車輪がキャストタイプのものにあつては、落下衝撃試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>(2) 横押し式のものにあつては、落下衝撃試験を行ったとき、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	5.

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
6. 走行耐久性	6. 走行耐久性試験を行ったとき、固定用のロックに緩みがなく、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	6.

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
7. 材料	7. 耐食材料以外の金属で、さびの出る恐れのある箇所、接触腐食が起こる恐れのある箇所には、防せい処理が施されていること。	
8. 付属品	8. 付属品にあつては、身体に傷害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ等がないこと。材質が金属の場合は、耐食性もしくは防せい処理が施されていること。	




## 5 表示及び取扱説明書

ショッピングカートの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	<p>1. ショッピングカートには、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。なお、(3)から(7)及び(8)c、e) は、フレームやバッグ等の見やすい箇所に大きな字で表示し、(6)及び(7)については、表示の最初に記載すること。ただし、これらのうち、その製品に該当しない項目については、省略してもよい。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称もしくはその略号及び住所又は電話番号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) バッグ（袋又はカゴ）の寸法（幅 mm×奥行 mm×高さ mm）</p> <p>(4) バッグ（袋又はカゴ）の最大積載荷重:kg)</p> <p>(5) 製品の質量(kg)</p> <p>(6) 品名表示として「ショッピングカート」</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(7) 前押し式及び横押し式のものにあつては次の用途の主旨を表示すること。</p> <p>a) 買い物などを入れて運ぶための製品であり、歩行の補助としては使用できない旨。（シルバーカー、歩行車、つえの代わりとして使用できない）</p> <p>b) 歩行に問題のない人が使用すること。</p>	

	<p>(8) 使用上の注意として、次の主旨を表示すること。</p> <p>a) (○kg) 以上の荷物を載せないこと。</p> <p>b) 使用前に折り畳み固定用のロックがかかっているか確認する旨。ロックがかかっていないと、折りたたまれて危険である旨。(「折り畳みロック付きのもの」に限る。)</p> <p>c) 押して使用しない旨。 (「引張り式」で前後に車輪があるものに限る。)</p> <p>d) 重いものはバッグの底に収納すること。</p> <p>e) ハンドルに寄りかかると、転倒することがあるので注意する旨。</p> <p>f) 階段での引き下ろしをしない旨。 (前押し式、横押し式で全てがキャストでないものに限る。)</p> <p>(9) 進行方向 横押し式でハンドブレーキが付いているものにあつては、進行方向を示す印が付いていること。</p>	
--	---	--

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	<p>2. ショッピングカートには、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。なお、(1)、(2)及び(3)は取扱説明書の表紙等の見やすい箇所に示し、(6)については、安全警告標識（）を併記するなどして、より認知しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 品名：ショッピングカート</p> <p>(3) 用途：前押し式及び横押し式のものにあつては次の内容を表示すること。</p> <p>a) 買い物などを入れて運ぶための製品であり、歩行の補助としては使用できない旨。（シルバーカー、歩行車、つえの代わりとして使用できない）</p> <p>b) 歩行に問題のない人が使用すること。</p> <p>(4) 各部の名称（図で示すこと）</p> <p>(5) 組立又は調節・折畳等の方法及び注意</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(6) 使用上の注意</p> <p>a) 使用前は各部を点検する。</p> <p>b) 組立て及び調節は確実にを行う。</p> <p>c) 用途以外（例えば、つえ、歩行車、シルバーカー、乳母車、いす、踏み台等として）使用しない。</p> <p>d) ハンドルに寄りかかると、転倒することがあるので注意する。</p> <p>e) 荷物を入れたまま段差のあるところを降りると車輪、フレーム等が破損するおそれがある。</p> <p>f) 階段での引き下ろしをしない旨。 （前押し式、横押し式で全てがキャストでないものに限る。）</p> <p>g) 不整地での使用、段差や溝及び踏切横断時などは車輪がはまると転倒するおそれがあること。手前で必ず一旦止まり、十分注意して慎重に越えるようにすること。</p> <p>h) 雨ざらしにしないこと。</p> <p>i) (○kg) 以上の荷物を載せないこと。</p> <p>J) 押して使用しない旨。 （引張り式で前後に車輪があるものに限る。）</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>k) 重いものはバッグの下部に収納すること。</p> <p>l) 進行方向（前方）を示す印が付いているものにあつては、指定方向に従って使用すること。（横押し式に限る。）</p> <p>m) エスカレーターで移動の際は、落下することがないように、置く場所に注意しハンドルから手を離さない旨。</p> <p>n) ハンドルを収納等する際は手を挟むことないように注意すること。</p> <p>(7) S Gマーク制度は、ショッピングカートの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度であること。</p> <p>(8) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号 。</p>	